

市からの連絡帳



税

市税・国保料の土曜日納付窓口の終了

市では、これまで毎月最終土曜日に市税と国民健康保険料の納付窓口を試行的に実施してきましたが、窓口の利用状況が極めて低いことからこの納付窓口を8月で終了させていただきます。

市民の皆さんの納付環境につきましては、新たな視点で改善に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、住民票交付等市民課の土曜日窓口は、変更ありません。

企画政策課 ☎(☎460 - 9800)

年金

年金記録確認地方第三者委員会への申し立て

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。

まずは、社会保険事務所でご自身の年金記録を確認してください。その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合には、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをしてください。この申し立ては最寄りの社会保険事務所です。

☎武蔵野社会保険事務所

(☎0422 - 56 - 1411)

健康年金課 ☎(☎460 - 9825)

福祉

東京都福祉サービス第三者評価を受審してください

市では、これから福祉サービスを利用される方やすでに利用している方が、自分にあったサービスを選択する目安となる情報提供と、サービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。

～福祉サービス第三者評価とは～

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質等を評価し、その結果を公表します。

～市の施設も積極的に第三者評価を受けています～

平成18年度は、市内の公立施設10か所、民間施設28か所が第三者評価を受けました。その結果は、以下のHPで閲覧できます。

10月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

とき	ところ
10月20日(土) 午後2時から 最大2時間	保谷公民館 第2会議室

秘書広報課 ☎(☎460 - 9803)

「とうきょう福祉ナビゲーション」

HP <http://www.fukunavi.or.jp>

市では、市報やHPで第三者評価を普及・啓発するとともに、介護保険連絡協議会等を通じ、事業者による第三者評価受審を促進しています。～受審済みステッカーは評価を受けた目印～

東京都福祉サービス評価推進機構では、第三者によるサービス評価を受けた事業者に対し、受審済みステッカーを交付しています。ステッカーは事業所の入口等に掲示しています。



～補助金を交付します～

市では、第三者評価を積極的に受ける事業者(市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者)に対し、補助金を交付しています。補助金を利用し、第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要です。事前に生活福祉課へ連絡してください。

生活福祉課
☎(☎464 - 1311 内線2311)

子育て

保護者助成金

4月～9月に認可外保育施設にお子さんを預けている保護者の方に助成金を支給します。

☎次の全てに該当するお子さんの保護者(市内在住者に限る)

東京都認証保育所の認定を受け、東京都から補助金を受けている市内外の認証保育所や、区市町村と委託契約を結び東京都から補助金を受けている市内外の認可外保育室や家庭福祉員に入所 保育料を完納

月極め契約で毎月15日以上保育

助成金額 月額5,700円

(子ども1人につき)

☎9月20日(木)～28日(金)の期間に、保育課・市内各認証保育所・認可外保育室等にある申請書に、認証保育所・認可外保育室等の証明を受け、必要事項を記入し、保育課へ提出。

保育課 ☎(☎460 - 9842)

義務教育就学児医療助成制度

～医療証交付申請書の提出はお済みですか～

10月から始まる小・中学生対象の医療費助成を受けるには申請が必要です(所得制限あり)。対象者には、☎医療証を9月下旬に送付します。申請書の提出は9月中にお願いします。

子育て支援課 ☎(☎460 - 9840)

地域子育て支援センターから

❖センター『けやき』

「くれよんルームあそびのキャラバン」おもちゃや絵本を持ち、毎月1回芝久保地区会館・上向台地区会館・田無公民館へ出張しています。

☎けやき保育園(☎464 - 3822)

❖センター『なかまち』

「よちよちの日」

9月から新設しました。気軽にお出かけください(予約不要)

☎第1・3金曜日

午前9時30分～午後0時30分

☎1歳～1歳半ごろのお子さんと保護者

☎なかまち保育園(☎422 - 4882)

❖センター『ひがし』

「誕生会」

☎9月20日(木) 午前9時30分～10時

10月24日(水) 午前9時30分～10時

「お庭で遊ぼう」

☎10月30日(火) 午前11時～11時30分

☎ひがし保育園(☎421 - 9913)

保育課 ☎(☎460 - 9842)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務省の人権擁護機関では、虐待

やいじめ等、子どもが被害者となる事件や問題を解決するために、「子どもの人権110番」を設置し、子どもたちの抱える悩み等を把握し、問題解決のために援助を行っています。

一層の問題解決に向けて、全国一斉強化週間を実施します。

「子どもの人権110番」
(☎0120 - 007 - 110 全国共通)

☎9月17日(祝)～23日(日)

午前8時30分～午後7時

土、日曜日は午前10時～午後5時

☎電話相談担当者 子どもの人権専門委員、法務局職員

強化週間以外も常設相談所として「子どもの人権110番」(同番号)を設置

(平日午前8時30分～午後5時15分)

主催 東京都人権擁護委員連合会、東京都子どもの人権専門委員会、東京法務局

☎東京都子どもの人権専門委員会(東京法務局人権擁護部内)

(☎03 - 5689 - 0535)

生活文化課 ☎(☎438 - 4040)



学校・教育

小学校就学時健康診断

平成20年4月に小学校へ入学されるお子さんの健康診断を各小学校で行います。次頁日程表参考通知書は、入学予定者の保護者へ10月1日に発送予定です。

☎平成13年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた方

持ち物 就学時健康診断通知書(必要事項を記入)

筆記用具(ボールペン等)

上ばき(スリッパ等) はき物をい

「後期高齢者医療制度」準備状況

～東京都後期高齢者医療広域連合が運営～

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障害認定を受けている方を被保険者とする医療制度です。

従来は老人保健制度として、区市町村単位で運営してきましたが、今後は都道府県単位で運営を行うため、保険料率や給付等は、原則として都内で均一になります。

また、制度の運営は、都内62の全区市町村が加入し、この3月に新たに設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。区市町村は広域連合と連携し、被保険者の皆さんの身近な自治体として、窓口業務や保険料徴収業務等を行います。

～均一の保険料率に対する軽減措置、減額～

これまでの保険料率は、ご加入の保険ごとに異なっていました。後期高齢者医療制度の保険料率は都内で均一となります。被保険者の皆さんの保険料は、この保険料率に基づき決定します。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。これに対し、制度上は次のような軽減措置があります。

～保険料の軽減措置～

個人単位で保険料額が減額される措置があります。世帯の総所得金額等が低い場合、その額に応じて、保険料の均等割額が7割、5割、2割のいずれかの率で減額されます。

被用者保険(社保)にご加入の方のうち被扶養者の方が後期高齢者医療制度に移行した場合は、移行後2年間は、保険料の均等割額が5割減額され、所得割は課されません。

軽減措置の具体的な内容等については、11月予定の広域連合議会の議決を経て「保険料率等を定める条例等」で決定されます。

～ご家族の方が75歳以上の場合～

現在、75歳以上の方や65歳以上75歳未満の一定の障害認定を受けている方、また今後、75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。それにより、ご家族の中で保険が異なる場合があります。

たとえば、夫婦2人のうち1人が75歳以上の方で、もう1人が75歳未満の場合は、それぞれが違う保険になります。その場合、扶養者が被用者保険(社保)から後期高齢者医療制度へ移行するときは、被扶養者の方が国民健康保険に変わる場合があります。逆に、扶養者が75歳未満の場合で、社保にご加入の場合は、被扶養者の方だけが後期高齢者医療制度に移ります。

後期高齢者医療制度へのご加入にあたり、現在の保険から脱退することになりますので、後期高齢者医療制度の保険料のみをお支払いいただくこととなります。

広域連合では、後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要について、7月1日からHP「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。

HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>

健康年金課 ☎(☎460 - 9823)